

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令案要綱

第一 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールの使用の制限の開始日について、五年延期すること。
(第一条関係)

第二 計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正

一 自動捕捉式はかりについて、使用の制限の開始日を延期したことに伴い、検定に係る手数料の特例の対象期間を延長すること。
(第二条関係)

二 ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケールについて、使用の制限の開始日を延期することに伴い、検定に係る手数料の特例の対象期間を延長すること。
(第三条関係)

第三 附則

この政令の施行日を定めること。

(附則関係)